

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成 26 年度補正予算事業

小規模事業者持続化補助金 第二次受付のご案内

- ☆ **経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し50万円**を上限に補助金(補助率:2/3)が交付されます
 - ※ 雇用を増加させる経営計画に基づく取り組み、従業員の処遇改善の取り組み、買い物弱者対策の取り組みに対しては上限 100 万円
- ☆ 計画の作成や販路拡大の実施の際、**商工会議所の指導・助言**を受けられます

《補助金の主な概要》

○補助対象者

常時使用する従業員数が、卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）は5人以下、製造業
その他・サービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人以下

※小規模事業者者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）
第2条を準用]

※前回（平成25年度補正/平成26年度実施）の持続化補助金の採択交付決定を受け、かつ補助事業を実施した事業者は、前回の補助事業と異なる内容であれば申請可能

※複数の事業者が共同して申請することも可能。

○対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

《対象となる取り組みの例》

①広告宣伝

・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

②集客力を高めるための店舗改装

・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③商談会・展示会への出展

・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

○補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、
専門家旅費、委託費、外注費、（買い物弱者対策事業の場合に限り）車両購入費

○補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円

※雇用の増加を伴う取り組み、雇用を増加させる経営計画に基づく取り組み、従業員の処遇改善の取り組み、買い物弱者対策の取り組みは 上限100万円
※複数の事業者が連携する場合は 上限100万円～500万円

○手続きの流れ

①小規模事業者持続化補助金の詳細、公募要領の確認
(必ず下記からダウンロードしてご確認ください)

<http://h26.jizokukahojokin.info/>

②申請書類作成

(下記から申請書類をダウンロードしてください)

[http://h26.jizokukahojokin.info/index.php/各種様式\(書式\)](http://h26.jizokukahojokin.info/index.php/各種様式(書式)) /

③大阪商工会議所各支部へ補助金申請について相談

◎申請には各地商工会議所が発行する「事業支援計画書」(様式4)が必要
です。お早目に(5月20日(水)まで)下記支部へご相談ください。

※大阪市外の事業者の方は、お近くの商工会議所・商工会にお問い合わせください。

※5月20日(水)以降にご相談の方は、日本商工会議所への補助金申請書類提出期限
間に合わない可能性がありますので、予めご了承のうえ、お早目にご相談ください。

④申請書類の完成

※計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます

⑤申請書類の送付

日本商工会議所補助金事務局へ、商工会議所にて発行された「事業支援計画書」(様式4)
とあわせて申請書ほか必要な書類を送付

◎補助金申請書類提出期限

5月27日(水)
【当日消印有効】

○採択結果公表

6月30日(火) 予定

○採択事業者へ補助金交付決定通知書発出
※交付決定通知受領後から補助事業開始

7月下旬以降順次

○補助事業の完了期限

交付決定通知受領後から
11月30日(月) まで

○実績報告書提出期限

各補助事業者が事業を完了(補助対象経費の支払いまで含みます)した後、30日を経過する日、または平成27年12月10日(木)までのいずれか早い日まで

○同補助金についてのお問い合わせは、大阪商工会議所各支部まで

来所の際には必ず申請書類(特に「(様式2) 経営計画書」、「(様式3) 補助事業計画書」)のコピーをご持参ください。

淀川区、東淀川区、西淀川区、北区、福島区の方は…

北支部 (北区西天満 5-1-1 ザ・セヤマビル 3階) ☎ 6130-5112

<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/kita.html>

都島区、旭区、城東区、鶴見区、東成区、生野区の方は…

東支部 (都島区東野田町 4-6-22 ニッセイ京橋ビル 2階) ☎ 6358-6111

<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/higashi.html>

中央区の方は…

中央支部 (中央区本町橋 2-8 大阪商工会議所ビル 2階) ☎ 6944-6433

<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/chuo.html>

此花区、西区、港区、大正区、浪速区、西成区の方は…

西支部 (西区立売堀 4-2-21 銀泉阿波座ビル 1階) ☎ 6539-1666

<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/nishi.html>

天王寺区、阿倍野区、東住吉区、平野区、住之江区、住吉区の方は…

南支部 (天王寺区堀越町 13-18 銀泉天王寺ビル 5階) ☎ 6771-2211

<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/minami.html>